

第1 監査の種類

財務監査及び行政監査

第2 監査の対象

環境局（環境局関連事務を担当する区役所及び財政局の課を含む。）の事務について、次表の課公所を対象として実施した。

区分	監査実施課公所名	
環境局	総務課、職員課	
	環境企画部	環境企画課、脱炭素社会推進課
	地域環境対策部	地域環境対策課、大気環境対策課、公害保健課
	資源循環部	資源循環企画課、資源循環推進課
	事業部	作業課、廃棄物指導課、環境事業所（中村、守山、天白）
	施設部	施設課、工場課、大江破碎工場
区役所 （千種区、西区、 昭和区、守山区）	保健福祉センター	公害対策課（西区のみ）、保健予防課
財政局	契約部	契約課

第3 監査の着眼点

令和6年度監査計画に従い、名古屋市監査委員監査基準に基づき、事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査することを目的として、以下のことに重点を置いて実施するものとする。

- 1 環境教育の取組が着実に実施されているか
- 2 資源分別率の向上に向けた取組が着実に実施されているか
- 3 会計事務が適正に行われているか

第4 監査の実施内容

1 実施時期

令和 6年 3月27日から令和 7年 3月25日まで

2 実施方法

今回の監査は、名古屋市監査委員監査基準に基づき、対象の課公所で処理している事務のうち、主として令和 5年 4月 1日から令和 6年 9月30日までに執行された収入、支出、契約、財産管理及び行政運営の各事務並びに現金等の出納保管に関する事務について、書類等突合などを試査により実施し、必要な事項については実査を実施した。

第5 監査結果

上記のとおり監査した限り、重要な点において、監査の対象となった事務がおおむね適正に執行されていることが認められた。ただし、以下のとおり一部に指摘すべき事項が見受けられた。

今後の事務執行にあたり、該当する事項の是正及び再発防止策を実施し必要な措置を講じられたい。また、措置を講じた場合は、当該措置の内容を通知されたい。

なお、監査対象とした局が既に措置を講じたものについては、その内容を記載した。

1 指摘

(1) 適切な予算の執行について（支出事務）

施設課においては、令和 5年度に中村環境事業所の塀改設工事を行っており、施工の支障となることから、工事の一環として塀の付近にあった洗濯室や洗濯土間を撤去した上で、新たに洗濯機置場を設置し、配管工事及び水栓類の設置等を行っていた。なお、工事期間においては、事業所内の別の場所（以下「仮置場」という。）において、給排水工事や電気工事を中村環境事業所が別途行い、洗濯機を移設して、業務に支障をきたさないようにしていた。

中村環境事業所における新設された洗濯機置場を調査したところ、令和 6年 3月に工事は終了していたが、同年 9月の実査日時点において洗濯機は 1台も

設置されておらず、7個の洗濯機用水栓は使用されていない状況であった。

洗濯機置場の新設に係る経緯について施設課に確認したところ、令和5年11月の工事契約に係る入札公告前に中村環境事業所と協議の上で洗濯機置場の新設を決定していた。しかしながら、工事着手後の令和6年1月に中村環境事業所から仮置場の継続使用の相談があり、その場合は洗濯機置場の新設は行わない旨を伝えたとのことである。その後改めて中村環境事業所から新設の意向が伝えられたため、洗濯機置場の新設工事を行ったとのことであった。

一方、仮置場の継続使用について中村環境事業所に確認したところ、令和5年11月の時点で仮置場の継続使用の可能性について施設課に打診し、変更可能期限を提示されたとのことである。その後、期限内に継続使用の相談をしたものの、施設課よりその時点では設計変更は困難であるとの回答があったため、洗濯機置場の新設の意向を伝えたとのことであった。しかしながら、実際の状況としては、仮置場の方が乾燥室に近く、雨天時でも屋根続きで使用できるなど利便性が高かったことから、工事終了後も継続して仮置場を使用しており、新設された洗濯機置場については当面使用する予定はないとのことであった。

現状を踏まえると、仮置場の方が新設された洗濯機置場に比べ職員にとっての利便性が高いことは客観的に明らかであると判断され、仮置場の継続使用にむしろ合理性が認められる。また、このような実態に即して、施設課と中村環境事業所の双方が綿密に調整を行っていれば、洗濯機置場の新設を行うとの結論には至らなかったものと思料される。このことから、今回の洗濯機置場の新設については、必要性に乏しい設備の整備であったと評価せざるを得ず、予算を有効に活用しているとは言い難い。

中村環境事業所においては、工事を行う際にはその必要性や有効性を十分に検討し、判断されたい。

また、施設課においては、実際の使用状況など実情を詳細に把握し、経済性の観点も踏まえて工事の内容を事業所等と協議した上で判断し、適切な予算の執行に努められたい。
(施設課、中村環境事業所)

(2) 長期継続契約の締結について (契約事務)

地方自治法によると、普通地方公共団体は、各年度における予算の範囲内で

給付を受けることを条件に、翌年度以降にわたり、電気やガス、水の供給等を受ける契約又は不動産を借りる契約その他政令で定める契約を、長期継続契約として締結することができるかとされている。また、地方自治法施行令等によると、経常的かつ継続的な役務の提供を受け、毎年度当初から提供を受ける必要があり、契約の相手方の準備期間を確保する必要がある契約のうち、履行期間が複数年度にわたるものについて、長期継続契約を締結することができるかとされている。

契約関係書類について調査したところ、履行期間が単年度である契約を、長期継続契約として締結している事例が複数の所属で見受けられた。

各所属においては、地方自治法施行令等に従い、履行期間が単年度の契約については履行年度に契約を締結し、履行期間が複数年度にわたる等要件を満たす契約については長期継続契約として締結するなど、適正に契約事務を行われたい。特に、総務課においては、局の契約事務を所管する立場にあることを踏まえ、適正な契約事務の執行について指導されたい。

(総務課、資源循環企画課、大江破碎工場)

(3) 金券類等の管理について (財産管理事務)

名古屋市会計規則等によると、切手、印紙、乗車券その他これらに類する物品 (以下「金券類等」という。) の出納に関して、物品出納員は、物品管理者からの受入れ及び払出しの通知に基づき、現物を関係書類と照合の上で受払いを行い、その都度金券類等出納簿に登載することとされている。

この登載については、財務会計総合システム (以下「システム」という。) に入力する方法により行うこととされている。また、金券類等の払出しの都度システムへ入力することが困難なとき等には、金券類等事務取扱要項により、補助簿を用いることができるとされており、その場合においては、払出しの都度決裁を行うとともに、少なくとも 1日ごとに払出数を取りまとめてシステムへ入力することとされている。

金券類等の管理状況について調査したところ、以下のような事例が見受けられた。

ア 金券類等の払出し時に決裁が行われておらず、令和 5年度以降、補助簿に

記載された金券類等の払出しに係るシステム入力についても、令和 6年 9月まで全くされていなかったもの（環境企画課（環境学習センター））

イ 令和 6年 2月の払出し処理が漏れていたことなどにより、金券類等出納簿と実数との差異が生じていたもの（中村環境事業所）

環境企画課（環境学習センター）及び中村環境事業所においては、名古屋市会計規則等に基づき金券類等を適正に管理されたい。

なお、環境企画課（環境学習センター）においては、金券類等の払出しの都度決裁が行われるよう補助簿の運用を見直し、所属内に周知徹底された。また、中村環境事業所においては、金券類等出納簿と実数の差異については是正され、必要な措置が講じられた。

(4) 毒物及び劇物の管理について（財産管理事務）

毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第 303号）によると、毒物及び劇物（以下「毒劇物」という。）を業務上取り扱う者は、毒劇物が盗難に遭い、又は紛失することを防ぐのに必要な措置を講じなければならないとされている。

また、「毒物及び劇物の適正な管理の徹底について」（30健環第 677号）によると、毒劇物を取り扱う部署においては、毒物劇物危害防止規定（以下「危害防止規定」という。）を定めること、盗難・紛失防止措置として、頑丈な保管庫に、その他のものと区別して保管、施錠すること、保管庫の鍵の管理者を選任し、鍵の管理簿を備えること、毒物劇物管理簿（以下「管理簿」という。）を備え、日常的に使用量及び残量を確認することなどが規定されている。

毒劇物の管理状況について調査したところ、以下のような事例が見受けられた。

- ア 劇物を複数保管していたが、いずれも毒劇物に該当するという認識がなく、危害防止規定や管理簿等が全く定められておらず、日常的に使用量及び残量を確認することなど毒劇物の管理に求められる措置が講じられていなかったもの（環境企画課（なごや生物多様性センター））
- イ 一部の劇物について、正確な在庫量を把握していなかったもの（大江破碎工場）
- ウ 鍵の管理者以外の者が、保管庫の鍵を使用したものの、鍵の管理簿への記

録がされていない事例が散見されたもの

(大江破碎工場)

環境企画課（なごや生物多様性センター）においては、直ちに危害防止規定や管理簿等を定め、その規定等に基づいて、毒劇物の管理・責任体制を明確にするとともに、盗難・紛失防止措置を徹底し、適正な毒劇物の管理を行われたい。

大江破碎工場においては、毒劇物の正確な在庫量を把握するとともに、鍵の管理簿の運用を徹底するなど、毒劇物の管理を適正に行われたい。

なお、環境企画課（なごや生物多様性センター）においては、危害防止規定や管理簿等が定められるとともに、毒劇物の取扱いについて所属内に周知徹底された。また、大江破碎工場においては、劇物について正確な在庫量を把握するとともに、鍵の管理簿への記載漏れ防止策をとり、この運用について所属内に周知徹底がされ、必要な措置が講じられた。

第6 意見

資源分別の推進について

近年、プラスチックごみ問題や気候変動問題などへの対応を契機として、国内におけるプラスチック資源循環を促進する重要性が高まっている中、令和 4年 4月に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行され、自治体がプラスチック製品を資源として回収できるようになるなど新たな取組が進められている。また、昨今の少子化・高齢化の進行などにより、ごみ・資源の排出や分別が困難な方への支援の必要性の高まりなど、ごみ処理・資源化を取り巻く状況は大きく変化している。

このような状況の中で、本市においては、分別・リサイクルの推進として、令和 5年度に紙製容器包装・雑がみの一括収集を、令和 6年度にプラスチック製容器包装・プラスチック製品（以下「プラスチック資源」という。）の一括収集を開始している。また、国において掲げられた目標などに基づいて、令和 6年 3月に「名古屋市第 6次一般廃棄物処理基本計画」を策定し目標を定めて、ごみ減量・資源化に取り組んでいる（表 1参照）。

近年の取組などにより、紙製容器包装・雑がみ及びプラスチック資源については資源収集量の増加が見られるものの、依然として可燃ごみへの紙製容器包装・雑がみの混入量は約 4万トンあると推計されている（表 2参照）。また、プラスチック資源の分別区分の変更の影響もあり、モバイルバッテリー等の発火するおそれがある不適物が誤ってプラスチック資源に混入する事例が増加しており、リサイクル現場における危険性が増している。こうした中で適切な分別を推進するためには、情報が届きにくい転入者や外国人等に向けた丁寧かつ効果的な広報や地域と連携した周知活動などを更に充実させていくことが求められる。

環境局においては、資源分別率の更なる向上を推進し、「持続可能な循環型都市」を実現するために、対象者に応じたきめ細やかな広報・指導を今後も展開していくとともに、地域で分別指導・啓発に尽力する保健環境委員の意見に耳を傾けつつ、市民や事業者と協働してより一層の取組を進められたい。また、今後の社会経済情勢の変化も踏まえつつ、「分かりやすい・分けやすい」分別区分の見

直しについても、引き続き検討を進められたい。

表 1 名古屋市第 6次一般廃棄物処理基本計画における資源分別率の目標

区分	令和 4年度 (実績)	令和12年度	令和22年度
紙製容器包装	29%	40%	40%
雑がみ	8%	20%	40%
プラスチック製容器包装	46%	60%	60%
プラスチック製品	-	30%	60%

表 2 可燃ごみへの紙製容器包装・雑がみの推計混入量の推移

区分	令和元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
混入量	43,988トン	44,482トン	44,194トン	44,496トン	40,407トン